江別市指定給水装置工事事業者の指定申請手続きについて

令和3年 2月 2日現在

指定の要件

(1) 指定のために必要な要件

指定を受けることができるのは、次の要件を満たしている法人(株式会社、有限会社等)または個人です。

- ①事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任される者を置くこと
- ②次に掲げる機械器具を有すること
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- (2) 欠格事由(指定を受けられなくなる事項)

次のいずれかに該当する者は、(1) の要件を満たしていても指定を受けることができません。

- ①心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として 厚生労働省令で定めるもの、または破産者で復権を得ない者
- ②水道法(昭和32年法律第177号)に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ③江別市給水装置工事事業者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年 を経過しない者
- ④その業務に関し、不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ⑤法人でその役員(取締役等)の中に、①から④までのいずれかに該当する者がいる者

提出書類等

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書
- ②機械器具調書
- ③誓約書(欠格事由に該当しない旨の誓約書)
- ④<u>会社の登記簿謄本</u>(指定排水設備工事事業者の申請と同時申請の時のみ複製を提出可)
- ⑤会社の定款の写し
- ⑥選任しようとする給水装置工事主任技術者の免状の写し
- ⑦給水装置工事主任技術者選任届出書
- ⑧給水装置工事事業者指定申請時確認様式
- ※指定を受けようとする者が個人の場合
 - ①指定給水装置工事事業者指定申請書
 - ②機械器具調書
 - ③誓約書(欠格事由に該当しない旨の誓約書)

- ④「住民票」の写しまたは「外国人登録証明書」の写し
- ⑤選任しようとする給水装置工事主任技術者の免状の写し
- ⑥給水装置工事主任技術者選任届出書
- ⑦給水装置工事事業者指定申請時確認様式

なお、登記簿謄本と住民票の発行日は、原則申請手続き前1ヶ月以内のものを 有効とします。

申請手数料

1万円

江別市指定給水装置工事事業者証

指定が決定したときは、江別市指定給水装置工事事業者証を交付します。 なお、事業の廃止、休止、指定の取り消し、停止があった場合は、返還しなけれ ばなりません。

変更事項等の届出

- (1) 次の事項に変更があったときは、30日以内にその旨の届出書を提出しなければなりません。提出を怠ると指定停止等の処分を受けることがあります。
 - ①事業所の名称または所在地を変更したとき
 - ②会社の住所、名称、その代表者または役員の氏名を変更したとき (会社の登記簿謄本、定款及び誓約書の添付が必要。)
 - ③個人名で指定を受けている場合において、氏名に変更があったとき (住民票の写しまたは外国人登録証明書の写しの添付が必要)
 - ④主任技術者の氏名または免状の交付番号を変更したとき
- (2) 事業を廃止または休止したときは、30日以内にその旨の届出書を提出しなければなりません。また、事業休止後に再開したときは、10日以内にその旨の届出書を提出しなければなりません。

主任技術者の選任・解任

主任技術者を選任または解任したときは、14日以内に給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書を提出しなければなりません。選任の届には、主任技術者の免状 の写しの添付が必要です。

※主任技術者がいなくなった場合は、指定要件を欠くことになり、指定の取り 消しとなるので、留意してください。

担当窓口

〒067-0071 江別市萩ヶ岡1番地の4 江別市水道部水道整備課給排水指導担当 電話 011-385-4989 FAX 011-385-1219